



納期限・口座振替日までに納付を

令和4年度 納期・納期限・口座振替日一覧表

	町税				後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	上下水道料金	公共下水道 事業受益者 負担金	利用者 負担額 (保育料)	納期限 口座振替
	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税 (普通徴収)					
4月		1期				1期 (2~3月分)		4月分	5/2(月)
5月			全期	1期 (暫定)				5月分	5/31(火)
6月	1期					2期 (4~5月分)		6月分	6/30(木)
7月		2期		2期	1期			7月分	8/1(月)
8月	2期			3期	2期	3期 (6~7月分)	1期	8月分	8/31(水)
9月				4期	3期			9月分	9/30(金)
10月	3期			5期	4期	4期 (8~9月分)	2期	10月分	10/31(月)
11月				6期	5期			11月分	11/30(水)
12月		3期		7期	6期	5期 (10~11月分)	3期	12月分	12/28(水)
1月	4期			8期	7期			1月分	1/31(火)
2月		4期		9期	8期	6期 (12~1月分)	4期	2月分	2/28(火)
3月					9期			3月分	3/31(金)

※上表以外に、前年度以前にさかのぼって課税される税(過年度分)があります。

△ 口座振替に関するご注意 △

- ・振替日の前日(営業日)までに、所定の金額を口座にご準備ください。当日の入金では振替できません。
- ・口座振替は各期(各月)に1回です。再振替はしていません。
- ・振替日に振替できなかった場合、後日郵送する「口座振替不能通知書兼領収書」(納付書)で納付してください。
- ・新たに口座振替を希望する場合、「口座振替依頼書」と預金通帳、印かん(通帳登録印)を依頼する金融機関へご提出ください。金融機関へ依頼した日の属する月の翌月から口座振替となります。「口座振替依頼書」は役場の各担当窓口や町内の金融機関で配布しています。
- ・口座振替を利用できる金融機関は次のとおりです。
 (株)福岡銀行、福岡八女農業協同組合、筑後信用金庫、(株)ゆうちょ銀行(郵便局)、(株)筑邦銀行、(株)西日本シティ銀行

問い合わせ先

(町税) 税務課納税係 ☎0943-32-1114、(後期高齢者医療保険料) 住民課国保・年金係 ☎0943-32-1112、
 (上下水道料金・公共下水道事業受益者負担金) 環境衛生課上下水道係 ☎0943-32-1138、(利用者負担額) 福祉課子育て支援係 ☎0943-32-1113

施政方針

問い合わせ先

政策調整課
政策調整係

☎0943-32-0106

町長が町議会3月定例会で町政運営の基本的な考え方や主要な取り組みなどを説明しました。
その一部を「第4次総合計画（改訂版）」に掲げる6つの基本施策に沿ってご紹介します。

（全文は町ホームページに掲載）

基本施策1

出会いと語り合いのあるまち

- ・行政区、NPO・ボランティア団体などと連携した協働のまちづくりを進める
- ・「第2期地域づくり計画」を進めるため、まちづくり委員会を支援する
- ・広報紙やホームページ、公式LINEなどの情報発信を強化する
- ・マイナンバーカードを利用した行政手続きの利便性向上とカード普及を支援する
- ・デジタル技術を活用した業務効率化と情報セキュリティの強化を図る
- ・在住外国人との交流の場づくりや言語問題への支援などを進める

基本施策2

人と人が支え合うまち

- ・健康寿命を伸ばすため、健診・保健指導・運動習慣化に取り組む
- ・新型コロナウイルススワクチン接種の体制確保と円滑な実施を進める
- ・複雑化・複合化した支援ニーズに応じた福祉サービスを提供し、包括的な支援体制を構築する
- ・高齢者の健康増進のため、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組む
- ・成年後見人制度の普及・利用促進を図る
- ・障がい者の日常生活を支援するため、支援施設の機能や地域支援ネットワークを

基本施策3

人が育つ、人を育てるまち

- ・各学校での特色ある教育活動を支援する。支援員の学校派遣や拠点校での実践研究などにより、ICT教育を充実させる
- ・2学期制の導入に向け、授業時数の確保、児童生徒へのきめ細かい指導を行う
- ・地域・家庭・学校と連携して幅広い年代が参加できる生涯学習プログラムを企画する
- ・町立図書館の機能を充実させる。幼少期から本に親しむことができる家庭教育を支援する
- ・世代間交流や子どもの遊び場づくりなど、地域全体で

基本施策4

人が集まり、働き、賑わうまち

- ・農業生産基盤を充実させるため、前川原井堰まえがわらいせきの整備を完成させ、長延川の井堰統合を進める
- ・新規就農者専門支援員を配置し、JA就農支援センターと連携して新規就農者の確保・育成・指導を強化する
- ・『ひろかわ』ブランド推進協議会と協働し、特産品を活かした商品開発と広川町の知名度向上を図る
- ・新規創業者、新事業展開などを支援する
- ・久留米餅を活かした繊維産業の人材の確保、繊維産地としての強化を図る

基本施策5

安全・安心でやすらぐまち

- ・防災訓練や避難所の整備品・備蓄品の充実、防災情報発信の強化、消防団員の確保・技術向上に努める
- ・老朽化した広川防災ダムを計画的に改修・更新する
- ・通学路交通安全プログラムに基づいた安全対策を計画的に行う
- ・空き家などの実態を把握し、所有者への指導・助言・勸





- ・各種団体と連携し、人権教育・啓発を進める
- ・男女共同参画社会を実現するため、意識づくりや環境づくりを進める



- 強化する
- ・国保税は資産割の廃止を含めた税率改正を計画的に行う
- ・子どもサポートセンターでの妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を充実させる。今年10月開設予定の「子ども家庭総合支援拠点」では、支援機関と情報共有し、子育てに関する相談や児童虐待の未然防止などに応じる



- 子どもたちの成長を支える取り組みを進める



- ・新型コロナウイルスの影響で経営に支障をきたしている経営者を支援する
- ・マイクロツーリズムやサイクルツーリズム、感染症対策を徹底したイベントなど、新しい生活様式に沿った観光を充実させる
- ・仕事とお試し居住をセットとした事業や各種講座を開催し、関係人口拡大と移住定住増加を図る。空き家バンクを充実させ、移住希望者の住居を確保する

広川町ではSDGsを基本理念としたまちづくりを目標としています。今年度は第5次総合計画の策定にとりかかるとともに、都市計画マスタープラン・農業振興地域整備計画の見直しを進めていきます。

- ・生ごみ処理容器を活用し、ごみの減量や再利用方法を研究する。脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの取り組みを進める
- ・下水道への接続、合併浄化槽の設置を進める。下水道第4次事業計画区域の智徳・北新代の面整備を行う
- ・老朽化が進んだ公園施設を安全で快適に利用できるよう改善する

基本施策6 自然と共生する快適なまち

- 告などで適正に管理する
- ・国や県、八女市と連携し、国道3号（広川〜八女）バイパス計画を進める。主要地方道の歩道設置・交差点改良の早期完成を目指す